

## 岡山県高粱家畜保健衛生所使用物品（薬品類等）の調達に係るオープンカウンター説明書【単価契約分】

令和7年度に岡山県高粱家畜保健衛生所が使用する物品（薬品類等）の一部は、単価契約により調達を行います。見積書の提出を依頼する相手方をあらかじめ特定せず、見積案件を公開し、参加を希望する者（以下「見積参加者」という。）からの見積書提出により受注者を決定する方法（以下「オープンカウンター」という。）で、見積書の徴取及び受注者の決定を行います。

つきましては、次のとおりオープンカウンター（単価契約分）を実施しますので、見積参加者は、次の内容を踏まえ、必要書類を提出してください。

なお、この説明書は、当該オープンカウンターの見積参加者が熟読し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものであり、見積参加者は、本説明書の内容について承諾の上で見積らなければなりません。

### 1 見積依頼物品

別添「見積依頼物品一覧表【単価契約分】」（以下「見積依頼物品一覧表」という。）のとおり

### 2 見積参加者に必要な資格要件

次の各号の要件のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に記載されていること。
- (2) 入札参加資格者名簿に記載してある住所が岡山県内であること。
- (3) 物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）第9条に規定する入札参加の停止の措置を受けていないこと。
- (4) 物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

### 3 見積方法

見積参加者は、下記(2)の見積書提出期間内に下記(3)の提出書類（以下「見積書」という。）を直接持参により下記(1)の《見積書提出場所》に提出してください。見積書提出期間内に原本が到着したもののみ有効とします。

なお、郵送（宅配便等を含む。）、電話、電報、電子メール、ファックス等による見積りは認めません。

#### (1) 見積書提出方法

見積書は、高粱地域総務課執務室内「オープンカウンターコーナー」に設けている「入札箱」に投入してください。

《見積書提出場所》岡山県備中県民局地域政策部高粱地域総務課  
(高粱市落合町近似 286-1 高粱地域事務所 2階)

#### (2) 見積書提出期間

令和7年9月10日（水）午前9時から令和7年9月12日（金）午後4

時まで

※閉庁時間（午後5時15分から午前8時30分まで）は受け付けません。

(3) 提出書類

見積参加者は、次の書類により見積ってください。

(ア) (様式1) 見積書(総括)

(イ) (別紙) 見積一覧【単価契約分】

※見積書は、岡山県備中県民局高梁地域事務所ホームページに掲載している様式を必ず使用してください。

(4) 見積金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料及び関税等納入に要する一切の諸経費を含めた額とします。

(5) 見積依頼物品一覧表の「製造販売元、製造元又は取扱メーカー」欄が「指定なし」の場合で、契約の締結後に規格を満たしていないことが判明したときは、規格に契約不適合がある場合を除き、一切の責任は契約の相手方に帰属します。

(6) 見積依頼物品一覧表及び見積書の「購入予定数量」はあくまで目安であり、購入を約束するものではありません。

(7) 見積参加者は、見積書の記載事項を訂正する場合は当該訂正部分に必ず代表者印（岡山県との契約締結、代金の請求等に使用する印鑑として届け出ているものをいう。以下同じ。）を押印してください。ただし、金額の訂正はできません。

(8) 見積参加者は、その提出した見積書の引換え、変更又は取消しをすることができません。

#### 4 提出書類の作成方法

(1) 「(様式1) 見積書(総括)」について

次に掲げる事項を記載・押印してください。

(ア) 見積年月日

(イ) 見積参加者の住所(所在地)、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名をいう。以下同じ。)、電話番号及びFAX番号

(ウ) 見積参加者の角印(所有している場合とする。以下同じ。)及び代表者印(ただし、発行責任者及び担当者の氏名、連絡先の記載のあるものについては除く。)

(2) 「(別紙) 見積一覧【単価契約分】」について

次に掲げる事項に留意して、必要事項を記載・押印してください。

(ア) 「(別紙) 見積一覧【単価契約分】」に記載がある物品のうち、見積りの参加を希望する物品(調達番号)を選んで見積ってください。

(イ) 「見積額[単位:円]」の欄には、見積った金額の110分の100に相当する金額(いわゆる消費税及び地方消費税抜きの額)を記載してください。「見積額[単位:円]」の欄に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加算した金額をもって契約価格とするの

で、見積参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか  
免税事業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当す  
る金額を「見積額〔単位：円〕」に記載してください。

なお、見積参加者が免税事業者である場合は、見積書提出時までに免  
税事業者である旨の届出を提出してください。ただし、届出が既に提出  
されているため必要がないと認められた場合は、この限りではありません。

(3) 留意事項

(ア) 見積年月日は、令和7年9月10日としてください。

(イ) 見積書の各通に、見積年月日、見積参加者の住所（所在地）及び氏名  
を記載し、見積参加者の角印及び代表者印を押印してください。（ただ  
し、角印及び代表者印の押印につき、発行責任者及び担当者の氏名、連  
絡先の記載のあるものについては除く。）

## 5 質問

当該オープンカウンターに係る内容について、次の期間に質問を受け付けます。

質問がある場合は、別添「岡山県高粱家畜保健衛生所使用物品（薬品類等）の調  
達に係るオープンカウンター質問書【単価契約分】」（以下「質問書」という。）  
をFAXで下記（2）に送信してください。

受け付けた質問及びその質問に対する回答は、原則として質問を受け付けた日の  
翌開庁日に岡山県備中県民局高粱地域事務所ホームページで公開します。

(1) 質問書受付期間

令和7年8月25日（月）から令和7年9月4日（木）までの土曜日及び  
日曜日を除く午前9時から午後5時まで

(2) 質問書提出先

岡山県備中県民局地域政策部高粱地域総務課（担当：山縣）

FAX：（0866）22-6160

## 6 見積書の無効

次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とします。

(1) 参加資格のない者が見積ったもの

(2) 同一事項について二以上の見積りをした者の見積書全部

(3) 見積参加者が協定して見積ったもの

(4) 金額の記載がないもの

(5) 金額を訂正したもの

(6) 見積参加者の住所（所在地）・氏名の記載及び代表者印の押印がないもの  
（ただし、代表者印の押印につき、発行責任者及び担当者の氏名、連絡先の  
記載のあるものについては除く。）

(7) 誤字、脱字等により意思表示が明確でないもの

(8) 見積書の提出期間中に到達しなかったもの

(9) 当該説明書に示した諸条件、その他見積りに関する条件に違反したもの

## 7 開札

開札は、見積書提出期間終了後に契約担当者が行います。なお、この時、見積参加者に立会いを求めません。

## 8 落札者の決定

(1) 調達番号ごとに、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積りをした者を落札者として決定します。

(2) 落札となるべき同価の見積りをした者が二者以上あるときは、FAXくじを実施し、落札者を決定するものとします。

なお、FAXくじを実施する場合、くじ対象者には、令和7年9月12日(金)午後5時までに「(様式2) FAXくじ連絡票」をFAXで送信します。

(※ FAXくじについては、別添「岡山県高梁家畜保健衛生所使用物品(薬品類等)の調達に係るオープンカウンターにおけるFAXくじの実施について【単価契約分】」を確認してください。)

(3) 開札の結果、調達番号ごとに、見積書提出期間内に見積書の提出がないとき又は予定価格の制限の範囲内で有効な見積りをした者がいないときは、不調とします。

(4) すべての調達番号について落札者又は不調が決定した後落札者には落札の決定を令和7年9月16日(火)午後5時までにFAXでお知らせします。

なお、落札者以外の見積参加者に対しては、電話等で問い合わせがあったときのみ落札者及び契約価格を回答します。

(5) (3)の場合、当該調達番号の物品については、必要に応じて令和7年9月16日以降にオープンカウンターによる見積書の徴取等を行い、別途調達します。

## 9 契約の締結

(1) 契約書等について

契約は令和7年9月16日付けの締結となり、契約の締結に当たっては契約書を作成します。

また、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書(別添の別紙1又は別紙2)の提出が必要です。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなします。

(2) 契約単価について

見積額に当該金額の100分の10に相当する額(この額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加算した金額

※落札者が課税事業者である場合は、見積額に加算する見積額の100分の10に相当する額(この額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)が消費税額及び地方消費税の額になります。

※このオープンカウンターに基づく契約の契約金額に係る消費税額及び地方消費税の額が変更となる場合は、当該契約の変更を行うことがあります。

- (3) 契約期間について  
令和7年9月16日から令和8年3月31日まで
- (4) 契約保証金について  
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (5) 発注、納入期限及び納入場所について
  - (ア) 発注 (3)の契約期間中随時
  - (イ) 納入期限 (3)の契約期間内で、発注時に岡山県が定める日
  - (ウ) 納入場所  
岡山県高梁家畜保健衛生所（岡山県高梁市高倉町田井860）

## 10 納品、検査及び代金の請求

- (1) 契約の相手方は、発注時に岡山県が指定した納入期限までに納入場所へ納品書と併せて物品を納入してください。
- (2) 物品を納入したときは、納入場所の職員が行う検査を受け、検査に合格すると同時に、物品を引き渡してください。
- (3) (2)の検査に合格したときは、納品書に(2)の検査をした職員から当該物品を受領した日付の記載及び確認印の押印を受けてください。
- (4) (2)の引渡しが完了したときは、請求書を納品書単位で作成し、(3)の納品書と併せて請求書を岡山県高梁家畜保健衛生所に提出してください。  
なお、請求書の宛名は「岡山県備中県民局長」とし、契約単価に納入した数量を乗じて得た金額を請求してください。

## 11 見積りの参加制限

次の各号のいずれかに該当する場合は、以後の一定期間、その者を岡山県備中県民局高梁地域事務所における見積りに参加させないことがあります。

- (1) 見積りに関し、不正又は不誠実な行為が認められたとき
- (2) 落札したにもかかわらず、契約締結を拒んだとき
- (3) 正当な理由がなく契約を履行しないとき
- (4) その他契約担当者が不適当と認めたとき

## 12 その他

- (1) 見積参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要したすべての費用は、当該見積参加者又は当該契約の相手方が負担するものとします。
- (2) 契約担当者は、本件調達の契約の相手方を決定するために必要な場合は、見積参加者に追加資料の提出を求めることができるものとします。
- (3) 見積書提出後、当該規格等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (4) 岡山県から提供を受けた文書、電子データ等（この説明書を含む。）について、本件の調達手続き以外の目的に使用してはなりません。
- (5) 本件調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限り

ます。

(6) 都合により、調達番号ごとに見積依頼を中止することがあります。

(7) この説明書に定めのない事項は、地方自治法及び岡山県財務規則の規定によります。